



要約

子どもにとって、世界で一番重要な行動主体は政治的指導者でも開発機関のトップでもなく、両親や養育者たち、すなわち家族のことで日々重要な意思決定をする人々である。家庭内の意思決定において、男性と女性の役割や優先順位は往々にして非常に異なっていることが、これまでに得られた証拠から窺える。女性は一般的に福祉関連の目標により重きを置き、自らの影響力や自分の自由になる資源を、家族——とくに子どもたち——のニーズを促進するために使う可能性が高い。

- 家庭における意思決定は交渉の過程を経て行われることが多く、この交渉過程は女性より男性にとって有利となっている可能性が高いことを示す証拠がますます増えている。こうした意思決定の過程で女性がどの程度の影響力を行使できるか、という点には、所得や資産が自由になるか否か、何歳で結婚したか、どの程度の教育を受けてきたかなどの要因が関連している。

- 人口保健調査（DHS）のデータによれば、大きな家計支出、女性自身の保健ケア、友人や同居していない親類宅への女性の訪問も含め、家庭内のすべての意思決定に参加している女性が50%以上いる国は、調査の対象となった開発途上国30カ国のうち、わずか10カ国にとどまっていた。

- 女性が家庭内の意思決定から排除されることによって、女性自身だけでなく、その子どもにも同じくらい悲惨な結果をもたらされる可能性がある。国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute）の研究によると、意思決定にあたって男性と女性が平等の影響力を行使できるようになれば、南アジアの3歳未満児の低体重発生率は最大13ポイント低下し、同地域の栄養不良の子どもが1,340万人少なくなると予測されている。同じくサハラ以南のアフリカでは、新たに170万人の子どもの栄養状態が望ましい状態になるとされている。

- 家庭における女性のエンパワーメントが実現すれば、その子ども——とくに女子——が学校に通えるようになる可能性も高まる。一部の開発途上国で行われたユニセフの調査によると、教育を受けたことのない女性の子どもの学校に通っていない確率は、小学校に通っていた女性の子どものよりも、平均して少なくとも2倍高いことが明らかになっている。

- 平等な意思決定を推進する上で、男性はきわめて重要な役割を果たす。簡単で直接的な方策、例えば家事や子どもの世話の責任を分かち合うだけで、男性は家庭やコミュニティにおけるジェンダー差別との闘いに役買することができるのである。

- 変化を引き起こす最も重要な触媒となるのが女性自身である。コミュニティの中にある差別的な態度に異議を申し立て、これを許さないことで、女性グループは今後数世代にわたって女子と女性の権利を推進することができるのである。

家庭における 平等

開発問題と世界の子どもたちの状況の改善に興味を抱いている人なら誰でも、「重要な」決定を心待ちにしている。援助と債務に関してG8（主要8カ国）が出した結論、ドーハ・ラウンドにおける貿易交渉の結果、主要なイニシアティブや政治的立場に関する国際諸機関や世界の指導者たちの声明などである。開発の成果がどうなるか、これらの交渉がその行方を大きく左右することには疑いがない。しかしそのほかにも、より大きく、より直接的な影響を子どもに与える意思決定が、より身近なところで行われている。わずかしかな食糧を、親やきょうだい同士の間でどのように分けるか？ どの子を学校に通わせ、どの子を畑で働かせるか？ 子どもが熱を出しているが、高いお金をかけてまで遠くの医者に診てもらうほどのものなのか？

子どもにとって、世界で一番重要な行動主体は政治的指導者でも開発機関のトップでもなく、両親や養育者たち、すなわち家族のことでこのような重要な意思決定を日々行う人々である。一家の構成員が共有資源をどのように使うかによって、家族ひとりひとりがどの程度の栄養、保健ケア、教育、保護を受けられるかが変わってくる。

家庭における意思決定： 協力より交渉

家族はどれひとつをとっても異なっており、意思決定プロセスの力学を説明できる単純な法則はない。家庭内での意思決定の力学を検討する研究では、世帯に焦点があてられることが多い。このような焦点のあて方では、必ずしも家族の構成員間のあらゆる相互作用が反映されることにはならないが、日常的な家庭内の力学を理解・分析する上では現実的な手段となる。

家庭内の力学に関する研究は、世帯はひとつの単位として機能し、その中で家族が時間と資源を負担し合いながら共通の目標達成を目指している、という前提にもとづいていることが多い（単

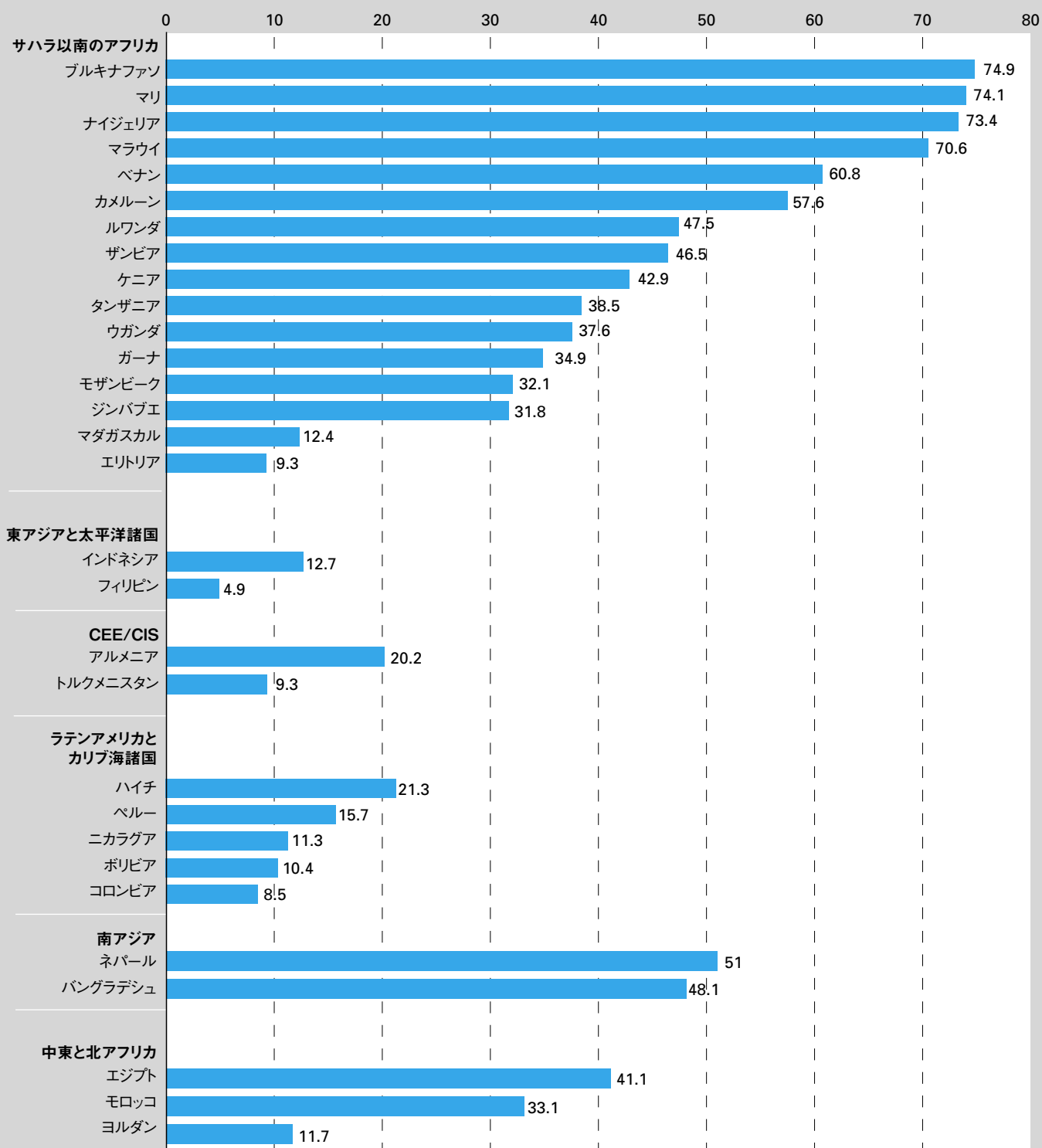
一モデル）。たしかに、多くの世帯がこのような協力形態を特徴とし、再配分や共有を行う単位として機能しているものの、家族の中の個人個人が常に同じ優先順位や嗜好を有しているわけではない。家庭内の意思決定において、男性と女性の役割や優先順位は往々にして非常に異なっていることが、これまでに得られた証拠から窺える。家庭における意思決定は交渉の過程を経てなされることが多いが、この過程において家族の各構成員は、自分の自由になる資源を自分が優先する目的のために使おうとするものなのである。

家庭内での意思決定における不平等

家庭内の意思決定において誰が一番強い発言力を持つか、ということを決める要因は、世帯によって、また文化によって異なる。人口保健調査(DHS)は、家庭内での意思決定の力学に関するもっとも直接的な情報源のひとつである。この調査では、家庭内の意思決定に自分がどの程度の影響力を持っているかを途上国の女性に尋ね、その質問に対する回答を調査チームが集約することによって、家庭内の意思決定にジェンダーがどのような影響を及ぼしているか、その地域的パターンを検討した。全体として、データは極端なジェンダーの不平等が存在することを示している。女性自身の保健ケア、大きな買い物、日々の家計支出、同居していない家族や親類宅への訪問を含む、家庭内のすべての意思決定に参加している女性が50%以上いる国は、調査対象国30カ国のうち、わずか10カ国にとどまっていた¹。

図2.1 多くの夫が、妻の健康に関する意思決定を自分ひとりでやっている

自分(妻)の健康について、夫がひとりで決定をくだしていると答えた女性の割合(%) (2000-2004年*)

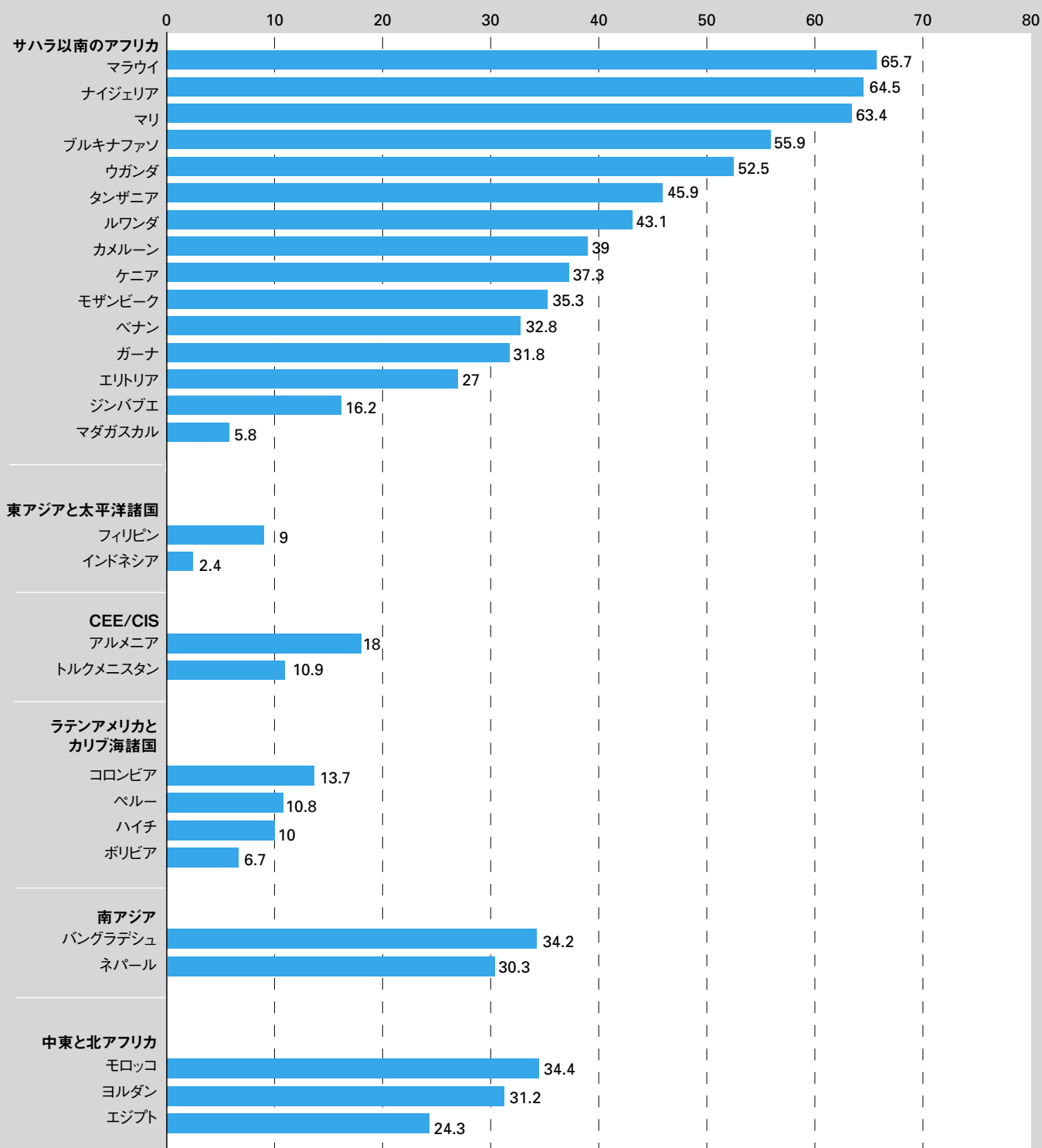


*データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。データが存在する国はすべて図に掲載されている。

出典：人口保健調査（DHS）から得られたデータにもとづいてユニセフが算出したもの。データは2006年6月にDHS Statcompilerにアクセスして得た。ここで用いた手法に関する注釈は88ページの出典・参考文献等を参照。

図2.2 多くの夫が、日々の家計支出に関する意思決定を自分ひとりでやっている

日々の家計支出については夫がひとりで決定をくだしていると考えた女性の割合(%) (2000-2004年*)

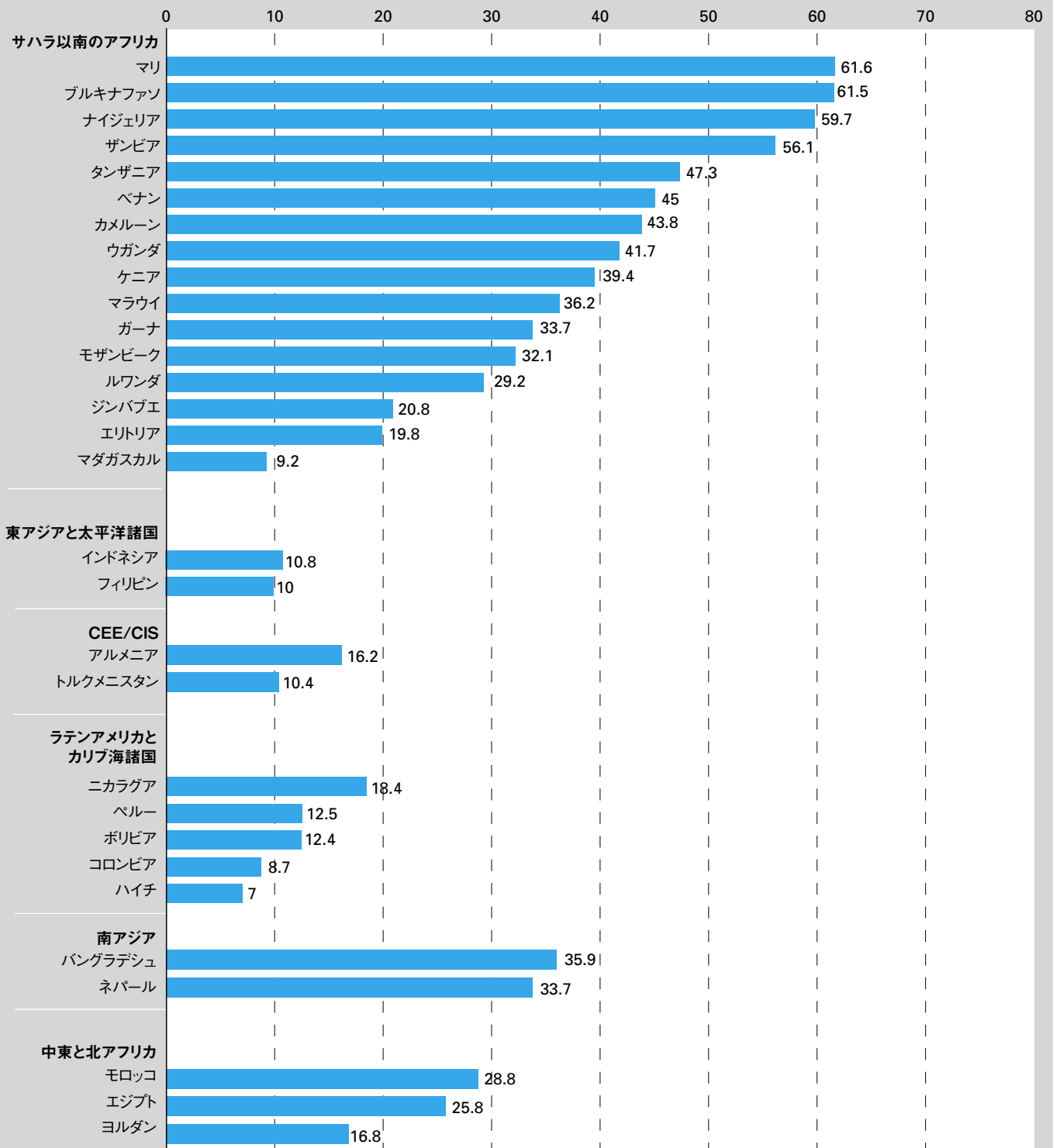


*データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。データが存在する国はすべて図に掲載されている。

出典：人口保健調査 (DHS) から得られたデータにもとづいてユニセフが算出したもの。データは2006年6月にDHS Statcompilerにアクセスして得た。ここで用いた手法に関する注釈は88ページの出典・参考文献等を参照。

図2.3 多くの夫が、友人や親類宅への訪問に関する意思決定を自分ひとりでやっている

友人や親類宅への訪問については夫がひとりで決定をくだしていると考えた女性の割合(%) (2000-2004年*)



*データは指定期間内に入手できたもっとも最近の年次のもの。データが存在する国はすべて図に掲載されている。

出典：人口保健調査 (DHS) から得られたデータにもとづいてユニセフが算出したもの。データは2006年6月にDHS Statcompilerにアクセスして得た。ここで用いた手法に関する注釈は88ページの出典・参考文献等を参照。

- **保健ケアのニーズの面で女性が口を出せない：**女性の保健ケアに関する意思決定は、女性と子ども双方の健康と福祉にとって重要な事柄である。多くの世帯では——とくに南アジアとサハラ以南のアフリカで調査対象とされた国々では——健康に関わる意思決定に女性がほとんど影響力を持っていない。例えばブルキナファソ、マリ、ナイジェリアでは、女性の保健ケアについて夫が自分ひとりで意思決定を行っていると感じた女性がほぼ75%にも及んだ。南アジアで調査対象とされた2カ国、バングラデシュとネパールでは、この割合が約50%であった。健康に関わる意思決定からこのように女性が排除されることによって、家族全員、とくに子どもの健康と福祉が脅かされることになる。

- **日々の家計支出を思うように管理できない：**日々の家計支出に関する意思決定は、子どもの福祉、教育、そしてとくに健康に決定的な影響を与える。収入や蓄えを子どものために使うのか、それともおとなが個人の嗜好に従って使うのか、これは、意思決定プロセスに家族の中の誰が関わるかによって変わることが多い。途上国の多くの家庭では、男性が家計支出の使い道に関する決定権をしっかりと握っている。サハラ以南のアフリカで調査対象とされた15カ国のうち7カ国では、夫が日々の支出を完全にコントロールしていると答えた女性が40%を超えた。中東と北アフリカ、ならびに南アジアの調査対象国では、約30%の女性が、家計支出に関する決定から排除されていると感じていた。一方、CEE/CIS、東アジアと太平洋諸国、そしてラテンアメリカとカリブ海諸国の調査対象国では、女性は自分のほうがこうした意思決定についてより大きな権限を持っていると答えている。

- **大きな家計支出に関する意思決定から排除される：**土地、車、家畜といった高額な支出に関する意思決定は、一家にとって極めて重大な決定となる場合がある。大きな買い物につぎ込まれたお金は、長期的で賢明な投資であることとらえることもできよう。しかしこうした資産を取得するための短期的コストは、家計所得のかなりの部分を占めることにもなりうるものであり、その買い物さえしなければ、薬、学校用品、食糧などの、より差し迫ったニーズを満たすために使えたかもしれないものなのである。

人口保健調査 (DHS) のデータは、こうした大きな支出にどれだけのお金を振り向けるかについては、一般的に夫が決定していることを示している。例えばナイジェリアでは、78%の女性が、大きな買い物に関しては夫が絶対的な決定権を持っていると答えている。エジプトでは約60%、バングラデシュとネパールでは3分の1を超える

女性が、こうした意思決定から排除されていると感じている。これは、東アジアと太平洋諸国で調査対象とされたインドネシアおよびフィリピンとは対照的である。この2カ国では、こうした事柄に口を挟むことができないと感じている女性は18%に満たなかった。

- **移動の自由、そのほかの自由がない：**女性の移動の自由に関わる決定がどのように行われることによって、女性が自分自身のニーズおよび子どものニーズをどの程度満たすことができるかが直接左右される。調査データを見ると、調査の対象となったそれぞれの地域において、男性が女性の移動の自由について大きな決定権を持っていることがわかる。ブルキナファソとマリでは、妻が家族や親類を訪問する時期については夫ひとりが決めていると答えた女性が約60%にのぼっている。バングラデシュでは、夫の3分の1が家の外での妻の移動について決定権を持っている。ラテンアメリカとカリブ海諸国では、ニカラグアのデータを見ると、友人や家族に会いに行くために事前に夫の許可を得なければならない女性が18%にのぼっている。CEE/CISのアルメニアでは、まず夫の許可を得ないと出かけることができないと答えた女性が16%に達している²。

家庭内での意思決定プロセスを左右する要因とは

人口保健調査 (DHS) のような世帯評価は、意思決定に参加している可能性が高い家族構成員は誰か、という点については十分に明らかにしてくれるが、それぞれの世帯で一部の個人がなぜ意思決定プロセスを支配できるのか、という点については説明することができない。家庭内での意思決定プロセスに影響を及ぼす力学を理解するには、家庭内での個々の構成員の役割と同時に、家族という単位の構造を決定する諸要因について検討することが有益である。

家庭内での意思決定におけるジェンダー差別は、多くの場合、女性より男性の社会的立場を重視する家父長制的考え方に起因する。しかし、男女の役割についての「伝統的」考え方にどの程度従うか、という点では、個々の世帯ごとにその程度はさまざまである。家庭での意思決定において自分の意見を通す能力 (交渉力) は、社会の考え方や、より把握しやすいその他の要素によって左右される³。

家庭での意思決定とジェンダーに関する研究によると、家庭内での意思決定における影響力の度合いを決定する主な要因としては、所得・資産の使途の決定権、年齢、教育へのアクセス、教育レベルなどがある。これらの要因についてさまざまな国々の比較検討を行えば、個々の世帯で交渉力



© UNICEF/HQ94-1532/Rasheedun Nabi

の配分がどのように行われているかを分析することが可能となる⁴。

所得・資産の用途の決定権：世帯の所得・資産のうちもっとも多くの割合を自由にできる家族構成員は、家族のニーズのためにそれらの資源を使うかどうかを決めるにあたり、もっとも大きな決定権を有していることが多い⁵。次の章でも示すとおり、先進工業国と開発途上国の双方で、所得を得る機会の面でも、資産の所有・管理の面でも、女性は男性に比べて相変わらず立ち遅れているのである。

年齢差：家庭の中で交渉力がどのように配分されるかは、女性の結婚年齢や妻と夫の年齢差によっても異なる。世界各地から得られた証拠により、夫と妻の年齢差は世帯によって大きく異なることがわかっている。西ヨーロッパにおける平均初婚年齢は、推定で女性27歳、男性30歳である。途上国ではこの年齢差がはるかに大きい。例えば南アジアでは、夫は妻より5歳ほど年上であり、サハラ以南のアフリカではこの差が6歳となる（南部アフリカは除く）⁶。児童婚（パートナーのひとりまたは両方が18歳未満の、慣習的または法的な結合状態を指す）で、配偶者間の年齢差がもっとも極端に大きくなる場合、家事や子育ての負担

のため、妻となった女子やチャイルド・マザー（未成年で母親となった子ども）に許される人生の選択肢は深刻なほど限られたものとなる⁷。そしてこのことが、女性が家庭内の意思決定に対してどの程度の力を持つことができるか、という点も左右することになるのである。

教育レベル：教育を受けることにより、知識や自信が高まり、堂々と主張する力が向上することに加え、社会的な地位を得ることができ、所得を得る可能性も高まる。夫婦間の年齢差の場合と同じように、配偶者双方の教育レベルも世帯によってさまざまである。開発途上国40カ国で行われた研究によると、平均では女性より男性のほうがより多くの時間を教育に費やしていることがわかっている。

教育面の格差が一番大きいのは南アジアで、男性は女性より平均2.5年長く学校に通っている。サハラ以南のアフリカではこの差が1.3年にまで縮まり、ラテンアメリカとカリブ海諸国では1年になっている⁸。男女の教育レベルに差があるということは、家庭内のジェンダーの不平等を強化することにもつながりかねず、そのために女性はいつまでたっても不利な立場から抜け出せなくなってしまう。

ドメスティック・バイオレンス

教育レベル、所得・資産の所有権、年齢差は、家庭内における男女間の交渉力の力関係を決定する主な要因である。同じく重要な要素となるのがドメスティック・バイオレンスの脅威であることも、おそらく間違いない。身体的・性的暴力やそのほかの虐待は、さまざまな家庭環境の中でさまざまな形をとって発生しているが、こうした行為は、主に成人男性が加害者となり、女性や女子がその被害を受けていることを示す確固たる証拠がある⁹。ドメスティック・バイオレンスは被害者の身体的健康と感情面の福祉を脅かすとともに、家庭内で従属的な立場を強いて、経済的にも不安定な状況を耐え忍ぶことを余儀なくさせることが多い¹⁰。

家庭内のジェンダーの不平等は、虐待をともなう関係を許容するような雰囲気を作り出す。ユニセフの研究によると、若くして結婚した女性は、場合によっては夫が妻を叩くことも許されると考える確率が高く、また、より遅い年齢で結婚した女性に比べ、ドメスティック・バイオレンスを経験する可能性が高いことがわかっている。例えばケニアでは、18歳になる前に結婚した女性の36%が、場合によっては夫が妻を叩くことも許されると考えている。成年に達してから結婚した女性の場合、この割合は20%である¹¹。

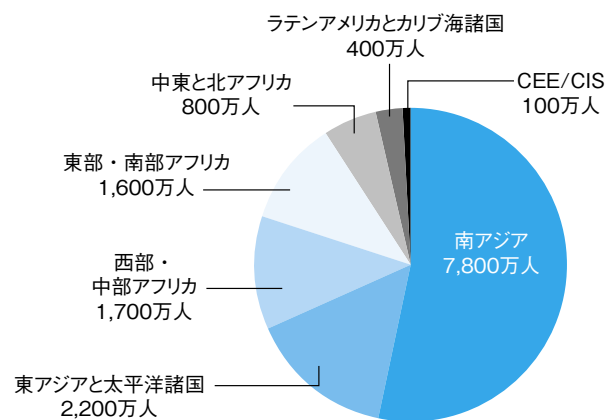
女性と女子に対する暴力は、人種、文化、富、宗教の垣根を超えて発生している。毎年多くの国で、何千人もの女性が、求婚を断った相手から障害として残るようなひどい傷を負わされたり、殺されたりしている¹²。世界保健機関（WHO）が複数の国で行った、女性の健康と女性に対するドメスティック・バイオレンスに関する画期的な研究によると、インタビューを受けた女性のうち、親密な関係にあるパートナーから身体的または性的暴力を受けたことがあると答えた女性の割合は、ブラジルのある州で37%、タンザニアのある州で56%、バングラデシュのある州で62%にのぼっていた¹³。

このパターンは先進国でも概して同じである。同機関のもうひとつの重要な報告書『暴力と健康に関する世界報告』（*The World report on violence and health*）によると、オーストラリア、カナダ、イスラエル、南アフリカ、米国では、殺人事件の犠牲となった女性のうち40~70%は夫か男性の恋人により命を奪われていることが、複数の研究から明らかになっている。多くの場合、虐待をともなう関係が継続する中で殺されたものである¹⁴。英国では、殺人事件で犠牲になった女性の40%は親密な関係にあるパートナーによって殺されている¹⁵。

女性が公平に意見を言えると、子どもにも利益がある

女性が家庭内の意思決定から排除されることによって、女性自身だけでなく、その子どもにも同じくらい悲惨な結果をもたらされる可能性がある。女性が意思決定の面で中心的役割を果たしている世帯では、女性がそれほど決定的な役割を果たしていない世帯に比べ、子どものために費やされる資源の割合が格段に多い。これは、女性は男性よりも福祉関連の目標に重きを置くのが一般的であり、自らの影響力や自分の自由になる資源を家族一般、とくに子どもたちのニーズを促進するために使う可能性が高いからである¹⁶。開発途上国で行われた事例研究によると、家庭内での意思決定における影響力が強い女性のほうが、子どもの栄養状態を格段に改善することができるという結果が出ている。女性が教育を受けることも、子どもの生存率、栄養状態、通学率を向上させ、子どもにとって複合的な利益をもたらすことにつながる¹⁷。

図2.4 開発途上国の低体重児（5歳未満）*



*ユニセフの分析は、開発途上国における低体重児の推定比率をもとにしている（1996-2005年）。

出典：United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on nutrition, Number 4*, UNICEF, New York, May 2006, page 2.

女性は栄養を優先する

開発途上国全体で、5歳未満児の4人にひとり——およそ1億4,600万人の子ども——が低体重である¹⁸。中でも南アジアの子どもの栄養状態がもっともひどく、その次にひどいのがサハラ以南のアフリカである¹⁹。栄養状態が十分ではない子どもにとっては、下痢性疾患や呼吸器感染症といった子どもによく見られる病気さえ命とりになる場合がある。幼少期をどうにか生き抜いても、栄養不良の子どもはヨードや鉄分、たんぱく質、エネルギーの不足に陥ることが多く、これらが引き金となって慢性の病気にかかったり、発育不全（年齢の割に身長が伸びない）に陥ったり、社会的・認知的発達に損なわれることがある²⁰。

飢餓と栄養に関するトップクラスの世界的研究機関である国際食糧政策研究所（IFPRI）が行っ

たラテンアメリカとカリブ海諸国、南アジア、サハラ以南のアフリカの3地域に関する調査によると、地域ごとの子どもの栄養状態の差と女性の意思決定権限との間にははっきりとしたつながりがあることがわかっている。女性の地位が低く、家庭内での意思決定に関与することが許されていない地域では、女性自身の栄養状態が悪く、子どもの栄養状態の維持・改善のために振り向けられる資源にもアクセスできない傾向が強い²¹。女性の40～60%が低体重である南アジアでは²²、2005年に約45%の子どもが低体重で生まれている。これは世界最高の低出生体重児出生率である²³。

この調査では、男性と女性が意思決定にあたって平等の影響力を行使できるようになれば²⁴、南アジアの3歳未満児の低体重発生率は最大13ポイント低下し、栄養不良の子どもが1,340万人少なくなるとの結論を導きだしている²⁵。サハラ以

家庭における子どもへの暴力

毎年、世界で2億7,500万人もの子どもたちが家庭で暴力の集中砲火を浴び、荒れた家庭生活がもたらすありとあらゆる結果に苦しんでいる。子どもに対する暴力には、子どもの体や心を虐待したり傷つけたりすることのほか、ネグレクト（養育懈怠）や怠慢な取り扱い、搾取や性的虐待などが含まれる。こうした暴力をふるう者の中には、両親やそのほかの近しい家族構成員が含まれる場合もある。

虐待を受けながらも何とか生き抜いた子どもは長期にわたって身体的・心理的なダメージを受けることが多く、そのため学習能力や社会化能力が損なわれ、学校で良い成績をあげたり、親密で前向きな友人関係を築くことが難しくなる。暴力的な家庭で育つ子どもは、穏やかな家庭生活を送る子どもに比べ、虐待の被害に遭う可能性が高い。中国、コロンビア、エジプト、インド、メキシコ、フィリピン、南アフリカなど、途上国のうちでももっとも大きないくつかの国で行われた研究によると、女性に対する暴力と子どもに対する暴力との間には強い相関関係があることがわかっている。

直接虐待の被害を受けているわけではない子どもにとっても、暴力的な家庭で育つことによってもたらされる行動上・心理上の問題は、直接被害を受けている子どもの場合と同じくらい深刻なものとなりうる。暴力に晒された子どもは、夜尿症や悪夢といった心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状を示すことが多く、

アレルギーやぜんそく、胃腸の問題、うつ病、不安症にかかる可能性がほかの子どもよりも高い。家庭の中で暴力に晒される子どもが小学校に通う年齢である場合、学校での勉強面でもほかの子どもよりも多くの問題を抱えたり、集中力や注意力が乏しくなることがある。また、自殺を図ろうとしたり、麻薬やアルコールを濫用するようになる可能性も高い。

家庭内で性的暴力が起きていることはよく知られている。最近の研究によると、子ども時代に性的暴力の被害に遭う子どもは少なからず存在しており——世界保健機関（WHO）が行った複数国を対象にした調査によれば、最高21%にも及ぶ——、男子よりも女子のほうがはるかに被害を受けやすいことが明らかになっている。性的暴力やジェンダーにもとづく暴力は学校や大学にも蔓延しており、多くの場合、その暴力は女子に向けられたものである。

ほかの人の家で働く場合にも暴力の危険性がともなう。家事労働に携わる子ども——多くは16歳未満の女子——は、身体的な懲罰や性的いやがらせ、屈辱的な扱いなど、雇用主による深刻な虐待を明らかにしてきた。家庭における他の形態の暴力とは異なり、屈辱的な扱いや身体的な懲罰の多くは女性に加害者であることが多いが、とくに女子の場合、雇い主の家庭に暮らす男性から性的暴力を受けやすい立場にも置かれる。

家庭における暴力の影響は世代をまたいで続いていくこともある。暴力的行動の影響は、子ども時代を過ごした家を離れてからもずっと、子どもの中に残る傾向があるのである。家庭で両親の暴力に晒された男子は、暴力をふるわない両親の息子に比べて、おとなになったときに自ら暴力をふるうようになる可能性が倍増する。さらに、母親が暴力を受けているところを目撃して育った女子は、暴力のない家庭で育った女子に比べて、結婚後に夫から暴力を受けてもそれを受け入れてしまう可能性が高い。

虐待を受けている女性は、自分の身を守る手段は持たないことが多いものの、家庭の中で暴力に晒されている子どもは守ろうとすることが多い。しかし、虐待行為を行う配偶者を起訴するための法的・経済的資源がないため、数え切れないほど多くの女性や子どもが有害な状況にとらわれたまま、抜け出すことができずにいる。家庭における暴力の被害者を保護するための政策づくりの努力を政府が主導して進めていくためには、このような暴力を許す社会的態度を改めるための努力も並行して必要となる。

家庭での暴力的な行為をなくすためには、家庭における暴力を取り巻いている沈黙を打破することがカギとなる。「子どもに対する暴力に関する国連調査のための独立専門家報告書」は、家庭内に蔓延する虐待も含め、子どもに対する暴力の問題を明らかにすることに向けた非常に

南のアフリカでは6人にひとりの女性と5歳未満児のおよそ3分の1が低体重だが²⁶、ジェンダーの平等を推進することにより、南アジアに比べれば効果は小さいものの、それでもなお子どもの栄養状態に相当の恩恵をもたらすことができるはずである。すなわち、3歳未満児の低体重発生率が30%から27.2%に削減され、適切な栄養を得ている子どもが170万人増えると予測されている²⁷。

一家の資源がわずかしかない場合、女性はまず家族の栄養状態を優先し、そのほかの個人的な問題や家庭の問題を後回しにするのが一般的であることを示す証拠——主に西部・中部アフリカのデータ——が、ますます増えつつある。カメルーンの調査結果によると、所得のある女性は平均して賃金の74%を家族の食糧補給のために費やしている一方で、男性が食糧に回す割合は自分の所得の推定22%にすぎないことがわかっている²⁸。

コートジボワールとガーナの調査からは、外部的要因として何か——例えば多雨や干ばつなど——が起きると、作物の収穫から得られる所得の使い道が男性と女性で異なる傾向にあるという結果が明らかになっている。女性の所得が増加すると家計支出のうち食糧調達に充てられる分が増えたが、男性の所得が増加した場合には有意な影響はなら見られなかったのである²⁹。

多くの開発途上国では、女性は作物を植えたり収穫する際に大きな役割を担っているが、その作物を栽培する土地を所有していることはめったになく、食糧や利益の配分を自由にすることもできない（第3章の40ページ参照）。自給自足用の土地から得られた収穫物については一定の割合が女性の取り分とされるのが一般的だが、その場合でさえ、ジェンダー差別により、子どもに行きわたる食糧は少なくなる。男性と平等に教育を受ける

重要な一歩である。報告書に記載された6つの指導的原理（右に引用）は明確であり、とりわけ最初の項目ほど明確なものはない——すなわち、**子どもに対する暴力はいかなるものであれ正当化できない**ということである。報告書に掲げられた勧告は包括的なものであり、前提となる全般的な勧告に加え、それを補完する形で、家庭や家族、学校やそのほかの教育現場、ケア制度および法的制度、労働現場、そしてコミュニティにおける子どもに対する暴力と闘うための具体的な方策が示されている。これらの方策の中には、「パリ原則」に則り、子どもの権利のためのオンブズパーソンや委員会を設置するべきであるという政府への助言も含まれている。報告書では、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表を設け、ユニセフ、世界保健機関（WHO）、国連人権高等弁務官事務所と共に国際的レベルでのアドボカシー（権利擁護）を進められるようにするとともに、NGOや子どもたち自身の代表が参加する、子どもに対する暴力に関する国連機関間グループを創設することも提唱されている。

88ページの出典・参考文献等参照。

「子どもに対する暴力に関する国連調査のための独立専門家報告書」で示されている指導的原理

- 子どもに対する暴力はいかなるものであれ正当化できない。子どもがおとなよりも弱い保護を受けることは決してあってはならない。
- 子どもに対するすべての暴力は未然に防ぐことができる。国は、子どもに対する暴力を引き起こす要因に対応するための、十分な証拠にもとづく政策とプログラムに投資しなければならない。
- 国は、保護およびサービスを受けることに対する子どもの権利を保護するとともに、安全な環境のもとで子どもをケアする家族の能力を支援する第一義的責任を負う。
- 国は、暴力のあらゆる事例について、説明責任が果たされることを確保する義務を負う。
- 子どもの暴力被害の受けやすさは、子どもの年齢および発達しつつある能力に関係している。ジェンダー、人種、民族的出自、障害または社会的地位を理由として、とくに被害を受けやすい立場に置かれる子どももいる。
- 子どもには、政策やプログラムの実施にあたって意見を表明し、それを考慮される権利がある。

機会が得られず、また手に入れられる労働力や肥料も男性と平等ではないため、農作業に従事する女性の収穫量は男性より少なくなってしまうのである。例えばブルキナファソでは、一家の世帯員が同程度の面積の土地にそれぞれ別々に同じ作物を植えて育てているが、女性の土地の収穫高は男性の場合よりも平均約18%も低いということがわかっている。女性が育てることの多い野菜にいたっては、収穫量がおよそ20%も少ないのである³⁰。

したがって、食糧安全保障を確保し、子どもの栄養状態を改善するためには、女性が農業生産手段——例えば耕作用の土地や肥料、労働力、信用融資、教育など——にもっとアクセスできるようにすることが必須となる。サハラ以南のアフリカの調査によれば、女性がこれらの投入物をより自由に利用できるようにすることによって、農業生産を平均10%増やすことができるはずである³¹。

女性は家族の保健ケアを優先する

子どもの面倒をみるのは主に女性であるため、最初に子どもの病気を見つけ、治療を求めるのも女性であることが多い。それでも、前述した人口保健調査（DHS）の知見で確認されるように、世界中の多くの女性が、家族の健康に関するもっとも基本的な意思決定——例えば子どもを医者に連れて行くかどうか、薬代にいくらかけるか、妊娠中に自分がどのようなケアを受けるかなど——にさえ、口を出すことが許されていない。

女性が日常的にこうした権利を認められていない家庭では、夫が——また、ときには姑が——家族がいつ、どのように保健ケアを受けるかという決定を行っている。例えばインド・グジャラート州での調査によると、面接調査の対象とされた女性の約50%が、夫もしくは義理の親の承認なくしては具合の悪い子どもを医者に連れて行くことができないと感じていた³²。

意思決定に及ぼす影響力がより大きい女性は、

家族にとってより望ましい保健ケアを推進することができる。ネパールとインドでの調査が示すように、調査対象世帯間の教育や資産面での違いを考慮に入れても、女性が家庭の意思決定に参加することによって子どもの発育不全が減少し、子どもの死亡率も低下することは明らかである³³。

ガーナでの調査によれば、家庭内の意思決定にジェンダーにもとづく偏りがあると、病気の子どものが受ける治療の質にも影響が及ぶことがわかっている。ボルタ地域で行われた調査からは、通常農村部の家庭において意思決定を行っている男性は、マラリアにかかった子どもに地元の薬草治療を施す傾向にあり、正規の医学的治療は最後の手段としか考えていない傾向があることが明らかになっている。対照的に、女性は直ちに正規の診療所が提供する抗マラリア薬を使って子どもを治療することを望むが、こうした診療所は近隣の町まで行かないとないことが多く、結果として医療費のほかに診療所までの交通費が余計にかかることになる。親類から経済的支援を受けられなかったり、夫や年長の家族と子どもの治療方法について意見が合わなかった女性は、病気の子どもの適切な治療を受けさせるのに苦労したと回答している。こうした事情で、男性が好む地元の薬草治療のほうが正規の医学的治療よりも優先され、そのため子どもの容態がさらに悪化してしまうことがたびたびあった³⁴。

医療ケアに関わる決定に女性が影響を及ぼすことができたとしても、その決定を実行に移すためには、家族の助け——とくに夫や姑の協力——が必要になる場合がある。例えばバングラデシュ、エジプト、インドでは、社会的規範として、女性が家の外で自由に行動することが好ましく思われず、あるいは制限されていることが多い。女性の行動の自由が制限されると、女性がさまざまな店舗や薬局、病院にひとりで行くことができず、また医者を含む親類以外の男性と直接接する機会も限られてしまうため、子どもが緊急保健ケアを受けられなくなるケースも出てくる³⁵。

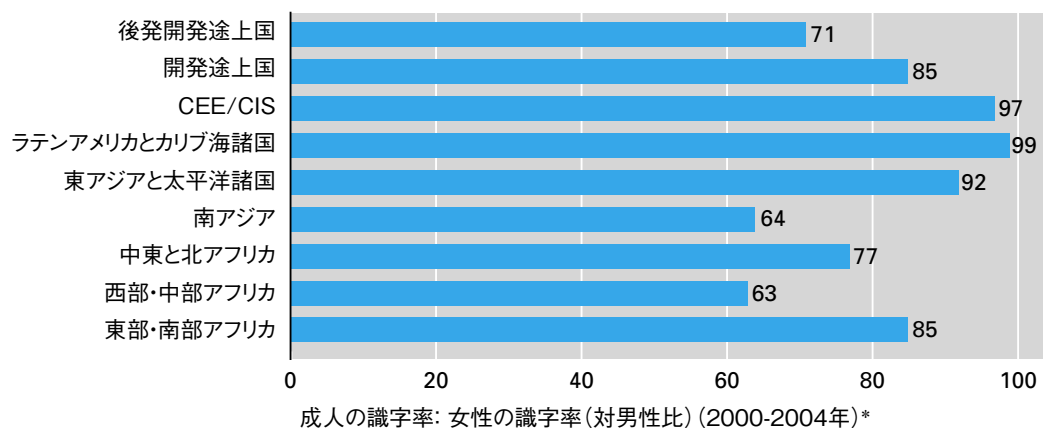
女性を教育を優先する

家庭での女性の意思決定権限と子どもの教育との関係に関する実証的研究は、まだ始まったばかりである。それでも、家庭における女性のエンパワーメントを実現することによって、子ども——とくに女子——が学校に通うようになる可能性が高まるのが、入手可能な証拠から明らかになっている。最近の研究によると、子どもが自らのためになるものをどの程度得られるかという点にジェンダーの影響が及んでいる場合、そのジェンダーは、一家の資源配分をコントロールする側の親のジェンダーである場合が多いことが明らかになっている。ブラジルの貧しい家庭に関する研究からは、十分な教育を受け、家庭内の意思決定を担う母親と一緒に暮らしている女子は、就学し、インフォーマル（非正規）な労働市場に入らずに済む可能性がより高いことがわかっている³⁶。

女子教育を優先することを目的として女性のエ

ンパワーメントを実現することができれば、何世代にもわたるプラスの成果を生み出すことができる。ユニセフがラテンアメリカとカリブ海諸国、南アジア、およびサハラ以南のアフリカの一部の国で行った調査（カメルーン、コートジボワール、エリトリア、ギニアビサウ、ガイアナ、インド、スリナムを含む）によると、教育を受けたことがない女性を母親に持つ子どもが小学校に通っていない割合は、小学校に通っていた女性の子どもの比べ、平均で少なくとも2倍に達している³⁷。母親の教育の重要性は、サハラ以南のアフリカ18カ国で行われた、7～14歳の子どもに関する別の調査でも裏付けられている。この調査から、学校教育を受けられなかった女性を母親に持つ子どもは51%しか学校に行っていないのに対して、教育を受けた女性を母親に持つ子どもは73%が学校に通っていることが明らかになっている³⁸。さらに、正規の教育を受けたことがあるおとなを主たる養育者とする子どもは、落第したり途中で学校をやめたりすることも少ないのである³⁹。

図2.5 近年改善は見られるものの、女性の識字率は全体として男性よりも低い



注: 成人の識字率とは、読み書きができる15歳以上の人の割合を指す。

* データは指定期間内に入手できたもっとも最近のデータ。

出典: ユネスコ統計研究所 (UNESCO Institute of Statistics)。基礎データは本書98ページの統計表に掲載。



© UNICEF/HO05:1159/Roger LeMoigne

女性が世帯主である家庭： 女性のエンパワーメントが子どもにも もたらす恩恵を証明する

女性による意思決定が子どもの発達にどのような影響を及ぼすかは、女性が世帯主である家庭を見れば一見して明らかである。1998年の推定によると、世界全体でおよそ20%の家庭の世帯主が女性であった⁴⁰。この推定をもとにすれば、女性が世帯主である家庭は、ラテンアメリカでは全世帯の24%、サハラ以南のアフリカでは22%、アジアでは16%、中東と北アフリカでは13%となる。

女性が世帯主である家庭は貧困層の中でもっとも貧しい人々と考えられがちである。こうした考え方は、多くの国や社会では男性のほうが社会的地位が高く、所得を得る力も大きいという現実にもとづいている⁴¹。しかし、現実の証拠はそのような結論を導き出すには到底いたっていない。ラテンアメリカに関する研究によれば、女性が世帯主である家庭では、男性が世帯主である家庭よりも高い収入を得たり、より多くの働き手がいることさえありえる。これは、女性のほうが世帯内の労働力をより効果的に活用しているからである⁴²。

女性が世帯主である家庭は、どれかひとつの社会カテゴリーや所得階層にすっきりと納まるものではない。女性が世帯主となる動機や原因によって、その世帯の経済状態が決定づけられる可能性がある⁴³。もともと結婚するつもりがなかった女性もいれば、パートナーと別れる道を選んだ女性もいよう。自分ではどうにもならない個人的あるいは経済的理由によって、女性が世帯主となる場合もある。夫を亡くした女性や夫に棄てられた女性の多くはそうであるし、夫がいても移住労働者として家を留守にしているため、女性が実質的に世帯主となっている場合もこれに該当する。パートナーと一緒に暮らさないことを意識的に選択したわけではない女性世帯主の場合でも、その人とその世帯に暮らす子どもたちに「貧困層の中でもっとも貧しい人々」というレッテルを貼ることは慎重になるべきである。例えば2005年に行われたバングラデシュ農村部の調査によると、男性を世帯主とする世帯に対して女性を世帯主とする世帯が占める比率がもっとも高かったのは、もっとも貧しい5分位（5.2%）ともっとも豊かな5分位（7.4%）であり、中間の3つの5分位では、その割合は3.3~4.5%と比較的低くどまっていたのである⁴⁴。

拡大家族やコミュニティ支援システムの存在

により、女性を世帯主とする家庭が、しばしば漠然と考えられているほど不利な状況に陥らない場合もある。例えば、メキシコ都市部の貧しい地域では、女性が世帯主である家庭の半数以上が大家族であるのに対し、男性が世帯主である家庭では大家族の割合は4分の1強にとどまっている⁴⁵。

女性が世帯主である家庭に暮らす子どもが子ども人口の少なくとも15%に達する途上国17カ国のデータをもとに行った研究によると、シングルマザーは、数々の課題に直面しながらも、子育ての面では両親とも揃った家庭と同じような結果を何とか維持していることがわかっている⁴⁶。また、女性が世帯主の家庭に暮らす子どものほうが、そうでない子どもに比べて仕事や児童労働にずっと多く携わっているということもない。男女のいずれが世帯主の家庭であっても、約5%の子どもが家事を手伝うと答え、14%の子どもが家の農場や仕事を手伝うと答え、およそ8%が家以外の場所で働いていると答えているのである⁴⁷。

女性が世帯主である家庭の子どもは、母親が世帯所得の配分を完全に自由に決められるため、恩恵を受ける場合もある⁴⁸。バングラデシュ農村部の調査によると、女性が世帯主である家庭の子ど

も（5歳未満児）の栄養不良率は、全所得層において、男性が世帯主である家庭に比べてかなり低いのである。女性が世帯主である家庭では、たとえ女性が雇用機会、土地所有、社会サービスの面で制約を受けていても、全所得層において、食糧と保健ケア・サービスに相対的に多くのお金が使われていた。これは、家庭内において、栄養状態の改善に役立つような優先事項の違いが存在することを示唆している。女性が世帯主である家庭の子どもの食生活は、男性が世帯主である家庭の子どもに比べて変化に富んでいる。とくに、微量栄養素やたんぱく質が豊富な食べ物を取り、幼い子どもの成長と知的発達に必要な栄養を摂取することができるのである⁴⁹。さらに、少なくとも1年間の中等教育を受けている母親は、すべての所得層において、男性が世帯主である家庭よりも女性が世帯主である家庭のほうに多い。これもまた、女性が世帯主である家庭の子どもがより良い栄養状態にあることに貢献している可能性がある⁵⁰。

子どもの人生においては男性も重要な役割を担わなければならない

子どもの利益が最善の形で保障されるのは、家庭内で相互の尊重と責任の共有を基盤とする男女の力学が働いており、子どものケア、養育、扶



© UNICEF/H004-0489/Louise Gubb

養に母親と父親の双方が参加している場合である⁵¹。

平等な意思決定を推進する上で、男性はきわめて重要な役割を果たす。女性と子どものケア、および扶養に資源をどの程度配分するかを決めるこ

とを通じて、男性は家族やコミュニティにおけるジェンダー差別と闘うことができるのである。子どもの生活に父親が存在しない場合、子どもの情緒的・身体的・知的発達に影響が出る可能性がある⁵²。調査によれば、米国では3人にひとりの子ども——人数にしておよそ2,400万人——が生

おばあちゃんとHIV/エイズ

めったに語られることのないサハラ以南のアフリカの話のひとつに、エイズにより親を失った子どもの面倒をみる祖母の話がある。最新のデータがある7カ国（ブルキナファソ、カメルーン、ガーナ、ケニア、モザンビーク、ナイジェリア、タンザニア）の調査を見ると、子どもが親を失うことにより大家族一般、とくに祖父母——中でも祖母である場合が多い——に途方もなく大きな負担がかかっている構図が見えてくる。2005年末までに、サハラ以南のアフリカ全体で1,200万人の子どもがエイズにより親を失った。

父親を失った子どもはそのまま母親と暮らすのが通例である。調査対象とされた7カ国のいずれにおいても、50%を超える子どもたちがそうであった。しかし、母親が亡くなった後に父親と暮らし続けた子どもは半数に満たない。すなわち、親を失った子ども——失ったのが母親であろうが、父親であろうが、両親ともであろうが——の面倒をみるのは女性である確率が高いのである。

親を失った子どもの面倒をみる重荷は、女性を世帯主とする家庭に重くのしかかっている。このような世帯は、扶養される立場にある年少者や高齢者がもっとも多い世帯層のひとつであり、こうした家庭の多くは高齢の女性（多くの場合は祖母）が世帯主であることが多く、自分自身の子どもが病気になるまで死亡すると、親を失った子どもや弱い立場に置かれた子どもの面倒を引き受けるのである。親を失った子どものうち祖父母（とくに祖母）が面倒をみている子どもの割合は、タンザニアでは総数のおよそ40%、ウガンダでは45%に達し、ケニアでは50%を超え、ナミビアとジンバブエではおよそ

60%にのぼる。

多くの貧しい国々では、高齢の女性は社会の中でもっとも弱い立場に置かれ、周縁化された人々に分類される。雇用機会が均等でないため、また遺産相続や財産権にかかる法律面でも差別があるため、多くの女性は相当の歳になっても仕事を続けざるをえない。夫の死後、インフォーマル部門の、それも身体への負担が大きく賃金の低い仕事でやっと生計を立てる高齢女性が多い。例えば、国連食糧農業機関（FAO）がウガンダで行った調査では、夫の死後に所得が減ったために、日に2～4時間も余計に働いてその穴埋めをしている女性の実態が浮かび上がった。

HIV/エイズは、ただでさえかろうじて生計の帳尻を合わせている高齢者をさらに苦しめている。調査によれば、高齢者がいる世帯の貧困率は、そうでない世帯に比べて最高で29%高い。HIV/エイズの影響を受けている家族の面倒をみている高齢女性は、医薬品や保健ケア、葬式の費用を工面するために、長時間働いたり、個人の所有物や家財を売り払うことをしばしば余儀なくされる。コートジボワールで行われた世帯調査によると、HIV/エイズと共に生きる家族がひとりいる世帯では、HIV/エイズと共に生きる人がひとりもない対照群の世帯と比べて、保健・医療関係の支出がおよそ2倍であるにも関わらず、所得は半分にすぎない。葬儀費用で所得のかなりの部分が費やされてしまうこともある。南アフリカの4つの州では、前年にエイズ関連の病気で亡くなった家族がいる家庭の場合、1年間の所得の平均3分の1が葬儀費用に充てられたという調査結果もある。

親を失った子どもの面倒をみるために発生する財政的負担により、その家庭の食糧安全保障が脅かされる可能性もある。タンザニアのダルエスサラームでの調査では、親を失った子どもは、そうではない子どもと比べて、空腹のまま就寝することが多いという。マラウイでも、親を失った子どもが2人以上いる世帯では、そうでない世帯に比べて、中度から重度の飢餓状態がより多く見られる。後者の調査からは、親を失った子どもがひとりの場合は大家族でどうか面倒をみるができるが、それ以上になると食糧安全保障が損なわれ、その波及効果としてその世帯にいる子ども全員の栄養状態が悪くなることが窺える。

大方の予想に反して、祖母やシングルマザーは子どもを学校に通わせようと必死に努力するものである。サハラ以南のアフリカ10カ国の研究によれば、学校の就学率と、子どもと世帯主との生物学的なつながりの存在との間には強い正の関係がある。しかし、ひとつの世帯で、親を失った子どもを2人以上引き受けなければなくなると、財政的負担が大きくなりすぎる場合がある。親を失うこと自体が学校に就学できなくなるリスクを高めることを示す確固たる証拠はないが、ウガンダでの調査をみると、父親と母親の両方を失った場合、その子どもは教育を受ける機会を逸する可能性がもっとも高まることになる。

親を失った子どもとその養育者にとっての危機の深まり

エイズにより親の一方または両方を失う子どもの数は2010年までに1,570万人に達すると、ユニセフは予測している。

物学的な父親とともに暮らしていないと推定されている⁵³。子どもは、自分の家族がコミュニティの中で「普通」と思われている家族の肖像に当てはまらないと感じた場合、感情的にも心理的にも傷つく場合のあることが、証拠によりわかっている⁵⁴。

家族生活の問題を男性の視点から検討した最近の研究によると、ほとんどの男性は良き父親になろうとし、子どもの面倒をみたいと考えている⁵⁵。しかし父親は、親としての権利と責任に関して矛盾するメッセージを受け取る場合が多い⁵⁶。親が子どもにどの程度関わるかという点については、

この段階に至ると、サハラ以南のアフリカの国々では、何らかの要因で親を失う子どもが子どもの全人口のおよそ12%にのぼり、そのうち4人にひとりはいズにより親を亡くしていることになる。データをより細かく見ると、さらに悲しい現実が浮かび上がる。2005年には、12~17歳の子どもの約5人にひとり、そして6~11歳の子どもの6人にひとりが親を失っていたのである。同時に、夫を亡くす女性も増えつつある。ヘルプエイジ・インターナショナルによると、今後もっとも高い人口増加率を示すのは80歳以上の年齢層であり、そのほとんどが女性であると推測されているのである。

高齢の世帯主に対して現金そのほかの形態の援助を提供するプログラムがあれば、親を失った子どもの面倒をみる負担を軽減するのに役立つ。ザンビアでは、親を失った子どもの面倒をみる高齢者に現金を支給するパイロット・プログラムのおかげで、子どもの通学率が向上した。また、南アフリカでは、年金を受給している高齢女性と一緒に暮らしている女子は、年金を受給していない高齢女性と暮らしている女子に比べ、背が3~4センチ高いことが明らかになっている。もっとも、こうした成功例があるとはいえ、これらのプログラムはせいぜい短期的な解決策となるだけである。

サハラ以南のアフリカ、そのほかの地域で親を失った子どもや高齢女性が直面している危機に対処するためには、女性と子どもを貧困の中に押しとどめている社会の差別的な態度や慣習をなくすことを目的とした、長期的な戦略が必要となる。サハラ以南のアフリカ、そのほかの地域の多くの国々では、「HIV/エイズが

存在する世界で暮らす、親を失った子どもおよび弱い立場に置かれた子どもの保護、ケアおよびサポートのための枠組み」で謳われている5つの中核的原則に則ってこれらの問題に対応するための、国家的計画の策定が進んでいる。この枠組みは2004年に国際機関やNGOが支持を表明したもので、その鍵となる原則は以下の5つである。

- 親の命を永らえさせ、かつ経済的、心理社会的そのほかの支援を提供することにより、親を失った子どもおよび弱い立場に置かれた子どもを保護し、ケアする家族の能力を強化する。
- コミュニティを基盤とした対策に向けて資源を動員し、これを支援する。
- 親を失った子どもおよび弱い立場に置かれた子どもが、保健ケアと出生登録を含む必須サービスを受けられるようにする。
- 政府が政策や立法を改善し、家族やコミュニティに資源を振り向けることによって、もっとも弱い立場に置かれた子どもたちが保護されるようにする。
- アドボカシーと社会的動員を通じてあらゆるレベルで意識啓発を図ることにより、HIV/エイズの影響を受けている子どもや家族にとって支えとなる環境を整備する。

サハラ以南のアフリカ全域にわたって、これら5つの原則を実際の行動に移すための取り組みが進められている。例えば、ケニアとウガンダでは学費が無償化され、マラウイ、ルワンダ、スワジラ

ンド、タンザニアでは、家庭を支援するためのコミュニティ・レベルの対応策が実行に移された。大規模人口調査を通じたデータ収集の改善も図られている。ユニセフは、「子どもとエイズ」世界キャンペーン (Unite for Children. Unite Against AIDS—「子どもたちのために、エイズと闘おう」) を展開し、支援とアドボカシー活動を行っている。しかし、こうした努力にも関わらず、これらの取り組みの対象とされる人々はすべての分野で依然として限られたままである。女性が世帯主である家庭に不相応に多くの負担がかかっていることが調査で明らかになっている以上、親を失った子どもおよび弱い立場に置かれた子ども、そしてその家族を支援するためのより広範な行動の一環として、これらの女性に援助を提供することが緊急に必要とされる。

88ページの出典・参考文献等参照。



© UNICEF/2005/Warinski

既存の社会的・文化的規範が大きな影響を及ぼす場合がある。幼い子どもの生活に密接に関わるのは父親の役目ではないというメッセージを内面化してしまう男性もいるのである⁵⁷。

家庭における男女の役割についての社会通念は、徐々にではあるものの変わりつつある。理由のひとつは、多くの地域で離婚率が高まっていることである。2002年のデータによると、西ヨーロッパの離婚率は約30%であり、スカンジナビア諸国、英国、米国では50%近くにもなっている⁵⁸。ラテンアメリカとカリブ海諸国では、40～49歳の女性のうち一度でも結婚したことがある女性の離婚率は25～50%近くと幅があるが、中央値は1980年代半ばから1990年代後半にかけて倍近くになった⁵⁹。

世界の多くの国々では、生活費が上がり、共働き家庭が増えていることによっても、家族の力学が変化しつつある。英国のデータによれば、共働きの家庭の36%では、女性が働きに出ている間、子どもの面倒を誰よりもみているのは夫である⁶⁰。中東と北アフリカ全域でも、家庭における力学が大きく変わってきていることが研究から明

らかになっている。例えば1980年代のサウジアラビアでは、大学教育を受けた男性は同じく大学教育を受けた女性と結婚することをためらっていたが、最近の調査ではこのような態度に変化が見られる。都市で暮らすにはお金がかかるために、生活費を分担してくれる女性を重視すると答えるようになっているのである。さらに、家計支出を分担することができる女性は、世帯内の意思決定における発言権も高まっている⁶¹。このような傾向はサウジアラビア特有のものではない。モロッコのエル・マシュレク地域でも、女性は財政的な必要性からではなく、働きたいという個人的な理由から働きに出ているし⁶²、子どもを産んだ後も仕事をやめることに消極的な傾向にある⁶³。

女性のコミュニティ参加

ジェンダーに関する社会の態度は変えることができるし、事実、変わっている。変化を引き起こすもっとも重要な触媒となるのが女性自身である。女性は、公式なものか非公式なものかを問わず、社会的なグループやネットワークを通じてお互いに交流し合い、経済的・人的資源を出し合い、その資源の使い道や投資方法を皆で決めている。女性が団結して差別的な態度に異議を申し立て、挑戦すれば、コミュニティに大きな影響を与えることができる⁶⁴。公に差別を非難し、ほかの女性に対して社会的・経済的・政治的な権利を要求するように促すことで、女性グループは、今後何世代にもわたって女子と女性の権利を推進することにつながるような、広範な社会的変革プロセスの口火を切ることができるのである。

社会的なネットワークにより、コミュニティ・レベルでの女性の影響力が高まる

社会的なグループやネットワークは、コミュニティ・レベルで行われる意思決定への女性の参加を促し、支えることができる。人口保健調査(DHS)によると、一部の途上国では、女性の全般的な意思決定権限が及ぼしうる影響の多くはコミュニティ・レベルに集中していることがわかっている⁶⁵。物理的障壁やジェンダー差別のために女性によるコミュニティ資源へのアクセスが厳しく制限されている場合、女性はお互いに、また子どもたちのために、食糧や水、医薬品、子どもの世話、農作業のための労働力を融通し合っている。それは多くの場合、正式な意思決定プロセスを支配している男性の目をかすめて行われているのである⁶⁶。

コミュニティを基盤とする社会的ネットワークはまた、女性の士気を支える重要な源にもなりうる。例えば、家庭内の意志決定で意見を言うことが許されていない女性であっても、女性のエンパワメントを促す強力な社会的ネットワークとの

つながりを持っている場合は、仲間である女性に支えられて、子どもの保健ケアといった問題について自分なりの判断をくだす気になることもありうるのである⁶⁷。しかし、女性同士のネットワークがもたらす影響は、ネットワークの参加者にとって役立つという点だけにとどまらない。これらのネットワークや組織は、現状に挑戦することを通じて、自らが社会的変革をもたらす強力な原動力であることを証明しつつある⁶⁸。

南アジアにはこのような取り組みの実例がたくさんある。そのひとつがBRAC（バングラデシュ農村振興委員会）である。BRACはバングラデシュの非政府組織であり、女性に少額融資を行ったり、雇用の機会を提供したりしている。BRACは家庭やコミュニティ内での女性の交渉力を高めてきた。例えば、女性は団結して行動することにより、家の外で働く女性を批判したり侮蔑することがないよう、コミュニティの長老を説得することに成功している⁶⁹。女性の労働がこのような形で社会的に認められることにより、働く機会を追求したいと願う女性のエンパワーメントに結びつくとともに、女子に教育を受けさせることに対する経済的なインセンティブが強まることにもなる。

サハラ以南のアフリカ全域でも、女性グループが、コミュニティの意思決定を男性が支配する現状に同じように挑んでいる。モザンビークでは、女性が独自に土地を所有し、売る権利を否定している1997年土地法に対して女性組織が異議を唱え、差別と闘っている⁷⁰。もうひとつの例であるアンゴラでは、「アンゴラ女性弁護士協会」が女性の権利を保護するための法改正を求めて全国キャンペーンを主導した⁷¹。

正規の政治的チャンネルを使って政策決定者に有効なロビー活動を行った女性グループもあれば、女性議員に対する選挙区レベルの支持を動員することに成功した女性グループもある。これらの努力は、正規の政治的プロセスに見られるジェンダー差別の傾向を逆転させるうえで功を奏しつつある（第4章参照）。



© UNICEF/H006-0088/Shehzad Noorani

中部・東部ヨーロッパとガンビアのマザー・センター

中部・東部ヨーロッパでは、母親がコミュニティにおける女性のエンパワーメントを主導している。

マザー・センターは、社会的ネットワークを構築したり、コミュニティ活動を組織する手段を女性に提供している。母親あるいは養育者としての役割を女性が果たすことができるよう、支援しているのである。1980年代にドイツで始まったマザー・センター運動は、その後、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、チェコ、グルジア、ロシア連邦などに広がった。

マザー・センターは、コミュニティで母親のための支援が不足していることが認識されるようになり、それに対する対応として誕生した。中部・東部ヨーロッパの多くの国々では、社会主義体制のもとで伝統的なコミュニティ・ネットワークが解体されていた。1990年代初期に民主主義への移行が始まってから、高い失業率、貧困、政治不安、公的保育・支援サービスの減少などにより、多くの母親や子どもたちが社会からの孤立感をますます味わうようになっていたのである。マザー・センターは、女性と家族に実際的な資源や社会的支援を利用する機会を提供している。センターは、中古品ショップや食事、おもちゃ博物館、裁縫・語学教室、職業再研修プログラムなどのサービスを提供することで、家族の財政的なニーズへの対応を援助しているのである。

身近な場所に設けられたマザー・センターは、それぞれ50～500世帯の家族に手を差し伸べており、地域の何千人もの女性の人生を変えてきた。関係者に対して行った面接調査からは、マザー・センターが女性や家族に及ぼしている前向きな影響が明らかになっている。58%の女性が参加の仕方や声の上げ方を学んだと答え、55%はセンターに参加してから自信が増したと感じていた。一部のイベントに参加した男性を対象にした調査では、

67%の男性が家族に対する責任について積極的な意見を持っていることが明らかになった。

女性が人生の質を高めることができるようエンパワーすることで、マザー・センターは、地域の再活性化に貢献し、女性や家族に新たな希望の光を提供している。全事例の46%で、自治体の議会にマザー・センターの代表が参加している。この運動が成功したことを受けて、このモデルをまねようという気になる女性が現れ、現在では同様のセンターが世界に750カ所できている。この劇的な増加ぶりは、女性の積極的参加がいかに大きな影響力を持つかということを実証している。女性が自分自身を、そして周囲の女性をエンパワーする上でどれほどの主導力を発揮できるか、それが実証されているといえる。

ガンビア

ガンビアでも同様の取り組みが行われており、女性が一致団結してコミュニティ・レベルで女子教育を推進している。

ガンビアでは、女子教育に対する財政的・精神的支援を得るための独自の基盤を、マザーズ・クラブが女性に提供している。女性は、アドボカシーと募金キャンペーンを通じて女子の教育の機会を拡大し、コミュニティで意見を聴かれる権利を主張しようとしているのである。

マザーズ・クラブは、ガンビアの中でももっとも貧しいいくつかの地域で活動している。そうした地域では、自給自足農業で何とか生活を成り立たせている家庭がほとんどであり、子ども全員に教育を受けさせる余裕のある家庭はほとんどない。ガンビアでは初等教育は無償とされているが、制服や筆記用具、学校給食

などの隠れた費用がかかり、教育費が負担できないほど高くなることもある。さまざまな経済的・社会的・文化的要因により、ほとんどの親は男子の教育を優先しているため、一部の貧しいコミュニティでは、小学校に就学している子どもの中で女子が占める割合がわずか19%にとどまるところもある。

女性は、学校におけるジェンダーの平等をもっとも声高に唱道する集団のひとつである。女性が組織するアドボカシー・キャンペーンは、女子の教育へのアクセスを促進するとともに、女子を学校にとどめることや学校の成績に注意を向けようとしている。ユニセフとアフリカ女性教育者フォーラムは、コミュニティにおける権利擁護者としての女性の役割を支援している。ユニセフは、マザーズ・クラブに対し、菜園、ろうけつ染め、絞り染め、石鹸作り、ポマード作り、養鶏、作物栽培などの所得創出活動のための資金を提供してきた。また、粉引き機を提供することによって、家族が追加の食糧や所得を得られるようにするとともに、毎日の粉引き作業の負担から女性や女子が解放されるようにしている。これらの事業活動から得られた所得は、コミュニティの女子の学費、制服代、靴代に使われる。またマザーズ・クラブは、不利な立場に置かれたそのほかの女性に対する無利子融資のためにも利益を投資しており、こうした女性が独自の所得創出活動を始められるようにしている。

プログラムの開始以来、女性の手でガンビアの3地域に65のマザーズ・クラブが設けられてきた。この運動により、女子教育に目に見える影響が現れてきている。女子の就学率は平均で34%増加し、早婚により学校をやめる女子の数も急激に減ったのである。

意思決定への女性の参加を保障する

家庭やコミュニティにおける意思決定で女性がいっそうの発言権を持てるようにすることは、女性の権利のみならず子どもの権利を実現する上でもきわめて重要である。国際機関や各国政府、市民社会組織、そして女性自身は、より平等な力学を促進するという点において大きな前進を遂げてきたが、まだまだ多くの課題が残っている。緊急に注意を向けるべき主要な分野は以下の通りである。

マザーズ・クラブは、女子ばかりでなく、女性にも新たな機会をもたらしている。女性が自分で所得を得られるように技術を教えたり、資源を提供することで、マザーズ・クラブはコミュニティにおける女性のエンパワーメントを支援している。さらに、女子教育の必要性を説得力ある形で主張することで、女性はジェンダー差別に異議を申し立てるとともに、コミュニティの意思決定プロセスに女性が関わることの重要性を浮き彫りにしているのである。このような成果は、現在の、そして未来の世代の女性や女子にも利益をもたらすはずである。

88ページの出典・参考文献等参照。

- **女性の雇用と所得創出の機会を増やす**：世帯の資産や所得の所有権ないし管理権は、家庭における交渉力を左右する重要な要素である。女性が所得を得る機会を持てるようにし、また土地、家そのほかの資産を取得できるようにすれば、女性の交渉力と、家庭内の意思決定における女性の影響力を高める上で役立ちうる。第3章では、女性の雇用と所得創出の機会を増加させる取り組みについて、さらに詳しく取り上げる。
- **男性の参加を得る**：人を説得してその態度や行動を変えるのは、時間がかかる、複雑なプロセスである。例えば、家事に協力するよう周囲の男性を説得するといった、簡単で直接的かつ効果のある方法で、男性は女性とともに家庭やコミュニティにおけるジェンダー差別と闘っていることになる。アドボカシー・プログラムにおいて男性が担える具体的役割を設けることで、政府や開発機関は、議会や学校、職場における子どもにやさしいイニシアティブへの男性参加を促すこともできる（第5章参照）。
- **女性組織を支援する**：女性のエンパワーメントを実現するもっとも重要で効果的な方法のひとつは、女性同士の活発な協力である。栄養、食糧分配、教育、シェルターといった問題を扱う非公式な女性団体は、女性やその家族、コミュニティの生活水準の向上を後押しすることができる。女性組織はまた、政治分野において変革をもたらす触媒としての役割を担うことも可能である（第4章参照）。